平成１８年２月１７日
八代市住民自治推進検討委員会資料

住民自治によるまちづくりの推進

八代市総合調整室

住民自治の推進に向けて

【住民自治のこれまでのあゆみ】

平成１４年　１月１４日	地域審議会の設置することを確認
平成１５年　２月１９日	企画分科会で地域審議会の具体的な中身について検討開始
平成１６年　４月２７日	地域審議会の設置及び研究報告書『八代地域分権社会に向けて』提案報告
平成１６年１２月１４日	第３１回合併協議会で地域審議会の確認 （併せて住民自治組織の推進）
平成１７年　３月　８日	第４１回合併協議会で新市建設計画の確認 （『新市建設計画』第６節「住民自治によるまちづくりの推進」）
平成１７年　８月　１日	地域審議会の設置
平成１７年１１月　２日	第１回地域審議会開催 （住民自治推進検討委員会委員の互選）

【地域内分権の必要性について】

昨今の地方分権改革では、地方自治体の自己決定の強化が図られると共に住民社会の更なる成熟化に向けて、住民自治の拡充、いわば基礎的自治体における再編成、域内分権の展開が望まれている。

今までの住民と行政の垂直的な関係から水平的な関係へシフトさせ、住民と行政とのパートナーシップの構築を図って、連携・連帯による新しい地域社会をつくりだし、「住民でできることは住民でおこない、地域でできることは地域でおこない、それでも解決できないものは、行政が担う。」という補完性の原則を踏まえて、住民に身近な課題やルールを住民自ら決定するという協働のシステムづくりを進めていかなければならない。

【住民自治推進検討委員会の設置】

検討委員会では、合併前に策定した『新市建設計画』第６章及び『八代地域分権型社会を目指して』（合併協議会研究報告）をたたき台として、新「八代市」に望まれる住民自治の拡充に向けた取り組みの柱をまとめていただく。

構成委員は、それぞれの地域審議会から２名ずつ選出し、選任については第１回地域審議会で確認されている。

なお、専門的な知識やノウハウが必要とされることから、委員に熊本県立大学教授を学識者として充てる。

また、行政組織制度の見直し等を勘案し、本市職員をオブザーバーとして参加させる。

【住民自治推進庁内検討会議の設置】

住民自治に関し行政の立場からより専門的な調査研究を行うとともに、検討委員会との連携、補完をするため、庁内検討会議を設置する。庁内検討会議では、住民自治に関する調査研究と資料作成を行い、必要に応じて検討委員会に提示し説明する。構成員は、各部から１名ずつ課長補佐級の職員を充て、市長が任命する。

【住民自治組織（想定）のスケジュール】

平成18年　2月～	**住民自治推進庁内検討会議の設置**
平成18年　2月～	**住民自治推進検討委員会の設置**
平成18年　3月	**第２回地域審議会へ諮問**
平成18年　6月	**検討委員会中間報告**
平成18年11月	**検討委員会最終報告**
平成18年12月	**市長へ答申（提言書の提出）**
答申後	**市推進本部を設置**
	住民自治組織立ち上げに向け推進

番号	項　目	平成１７年度					平成１８年度								
		11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	政策会議提案			○											
2	庁内検討会議委員選考		○												
3	庁内検討会議			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
4	検討委員会				○	○	○	○	○	○		○		○	
5	地域審議会	○				○			○		○		○		
6	正副会長会議				○			○						○	
7	市長への答申（提言書）														○

住民自治推進体制図

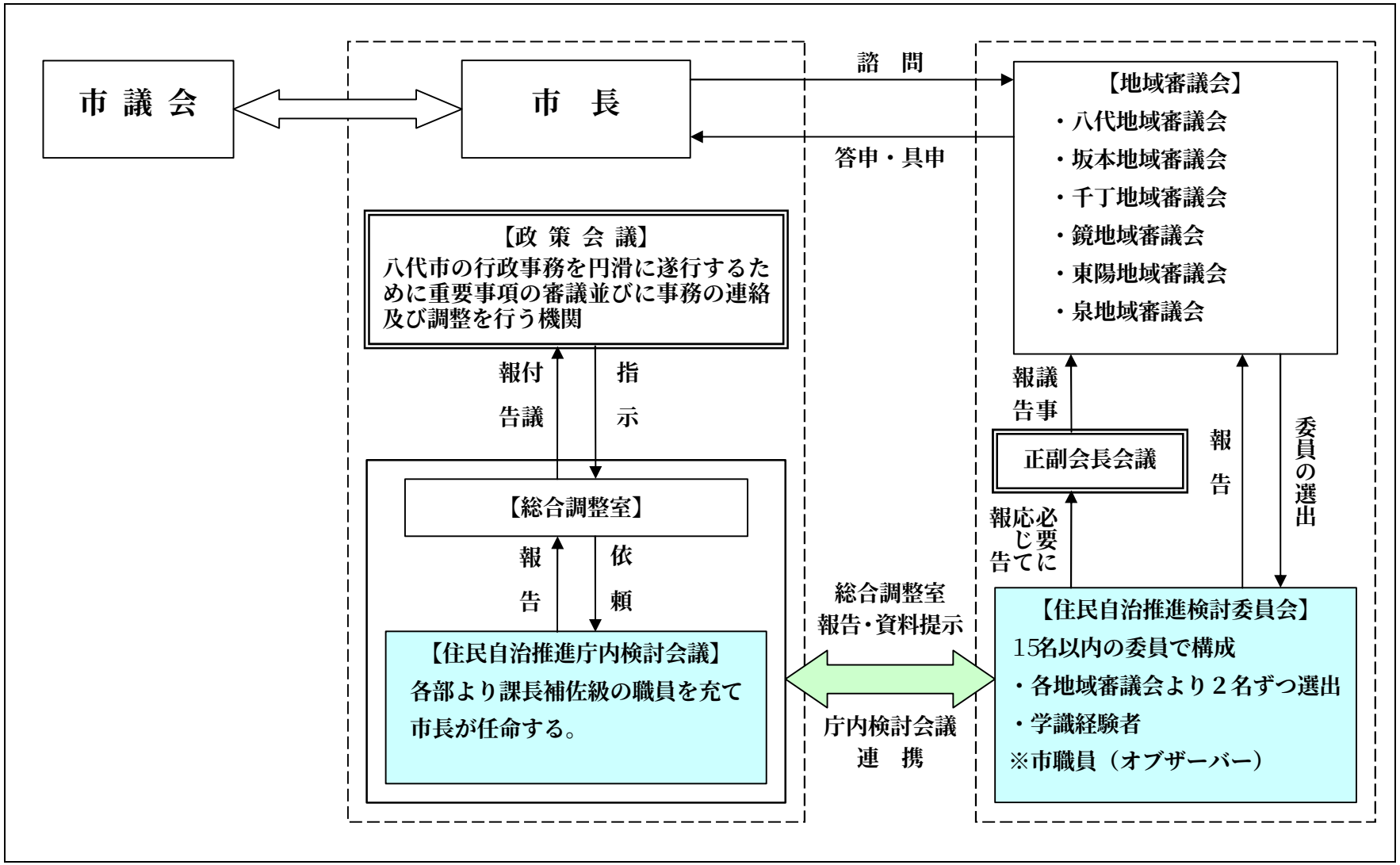
市 議 会
市 長
諮 問
答申・具申
【地域審議会】
・八代地域審議会
・坂本地域審議会
・千丁地域審議会
・鏡地域審議会
・東陽地域審議会
・泉地域審議会
【政 策 会 議】
八代市の行政事務を円滑に遂行するために重要事項の審議並びに事務の連絡及び調整を行う機関
報告
付議
指示
【総合調整室】
報告
依頼
【住民自治推進庁内検討会議】
各部より課長補佐級の職員を充て市長が任命する。
総合調整室
報告・資料提示
庁内検討会議
連 携
報告
議事
正副会長会議
報告
委員の選出
必要に応じて報告
【住民自治推進検討委員会】
15名以内の委員で構成
・各地域審議会より２名ずつ選出
・学識経験者
※市職員（オブザーバー）

地域社会を取り巻く環境の変化

- 市民の生活様式や価値観の変化
- 高速交通機関・情報手段の発達による生活圏域の拡大
- 少子高齢化の進行や環境問題、防災、防犯問題等を取り巻く環境の変化
- 長引く景気低迷による税収減、地方交付税の減額、国庫補助制度の見直し
- 平成 17 年 8 月 1 日、1 市 2 町 3 村による市町村合併
- 行財政改革推進本部の設置

八代市地域行政制度

■　旧八代市　市政協力員（非常勤特別職：190 人）昭和 32 年 5 月 1 日設置

■　旧坂本村　嘱　託　員（非常勤特別職：　75 人）昭和 36 年 6 月 1 日設置

■　旧千丁町　区　　長（非常勤特別職：　16 人）昭和 26 年 9 月 1 日設置

■　旧 鏡 町　嘱　託　員（非常勤特別職：175 人）昭和 34 年 4 月 1 日設置

■　旧東陽村　区　　長（非常勤特別職：　28 人）昭和 39 年 2 月 1 日設置

■　旧 泉 村　区　　長（非常勤特別職：　48 人）昭和 29 年 10 月 1 日設置

地域行政制度の現状と課題

１）住民意識の多様化や社会環境の変化等により、市政協力委員、嘱託員、区長の業務が多種多様化し、業務の負担増

２）地域組織の役員を兼務し、さまざまな地域活動を行い多忙

３）常に変化している地域の課題や問題について対応する行政組織がバラバラであり、窓口、対処方法などの混乱発生

①　地域住民の協力体制強化

②　住民と行政の役割分担の明確化

③　補完性の原則の徹底

④　行政窓口一本化の検討　など

新たな住民自治組織の検討

■　八代市の最小単位のコミュニティ組織は、自治会（町内会、区、集落等）であり、自立した組織形態となっています。

課　題

○現行組織の維持に係る課題
- 住民意識の多様化、連帯・自治意識の希薄化
- 都市部における自治会加入率の低下
- 役員のなり手不足及び高齢化

○新たな自治組織に求められる課題
- 分権社会への対応強化
- 高齢者・少子化問題への対応
- 防災、防犯の強化　など

⇒

○住民と行政がパートナーとして協働、協調によるまちづくりの検討

- 新市建設計画での位置づけ
  「住民自治によるまちづくりの推進」
  「地域審議会」の設置
- 推進体制
  「住民自治推進検討委員会」の設置
  「住民自治推進庁内検討会議」の設置

自治会の基本的性格

■　自治会は、歴史的にも古くから存在し、新興住宅などで新たに結成される場合もある

■　自治会は日本の「文化の型」であり、どのように社会が変化しても存在するもの

■　互いに支えあい、住みよいまちづくりを担う自立した地縁団体

今日、急激に進む社会変化等に的確に対応していくには、自治会の基本的性格からして、その役割は、大変重要なものがあります。

今回考える「新たな住民自治組織」は、既存の自治会の役割を踏まえながら大きな視点に立ったまちづくりを担っていくものです。

そのため、地域住民と行政、企業、さらにボランティア団体等と連携、協働のあり方を「八代市住民自治推進検討委員会」で調査研究を行うものです。

先進地における組織づくり

■　新たな住民自治組織の単位として、小学校区単位での組織化が進んでいる。

【主な理由】

ア）広域的なスケールメリットとして人材と専門性を発揮

イ）事業展開の拡大

ウ）環境問題、少子高齢社会問題、地域防災・防犯対策への対応

エ）小学校など子供を中心とした交流が盛ん

ただし、学校の廃校や統廃合が進められている地域については、特段の配慮が必要となる。

新たな組織の必要性

自主防災活動

・防災マップの作成
・災害マニュアルの作成　など

地域防犯活動

・犯罪の起きにくい環境整備
・近隣との連絡強化　など

自己決定
自己責任の創出

・権限委譲への対応
・地区別計画の策定　など

地域福祉活動

・地域住民によるサービス開拓
・地域で支え合うシステムづくり
　など

地域環境活動

・地域環境美化活動
・地域公害協定への対応
・地域環境保全への対応　など

自主防災活動の必要性

【災害応急活動】

行政（消防・警察・市役所等）

団体（消防団等）

しかし・・・

地震などによる災害では、火災、道路の寸断、建物の倒壊、断水、電力ストップなどが同時に発生する恐れがある。

公共機関等の対応も限界がある

犯罪の起きにくい自主活動の必要性

○子供が狙われる事件件数増加

○青少年犯罪の増加

○外国人犯罪の増加　など

八代署刑法犯認知件数
平成１５年　1,790 件
平成１１年から８％増

■　安全な地域社会の実現には、行政機関だけでなく、地域の力、地域の目が重要

■　犯罪の起きにくい環境の整備が必要

地域福祉活動の必要性

■　少子高齢化

■　核家族化

■　母子家庭の増加

■　障害者の高齢化・重度化

■　いじめ、不登校、ひきこもり　など

八代市においても、高齢者、障害のある人、子育てに悩む人、家庭内のトラブルを抱える人など、社会的な福祉支援を必要とする方は増加傾向

【地域福祉のまちづくり】

・利用者の視点に立ったサービスの開拓

・行政、地域住民、ボランティア団体、福祉サービス業者等の連携強化

自己決定・自己責任の創出

分権社会の到来によって、タテの関係からヨコ志向の強いものへ移行していくことになります。

国・県、市町村、住民がそれぞれ同じ目線に立って公共問題の解決にあたっていくことになります。

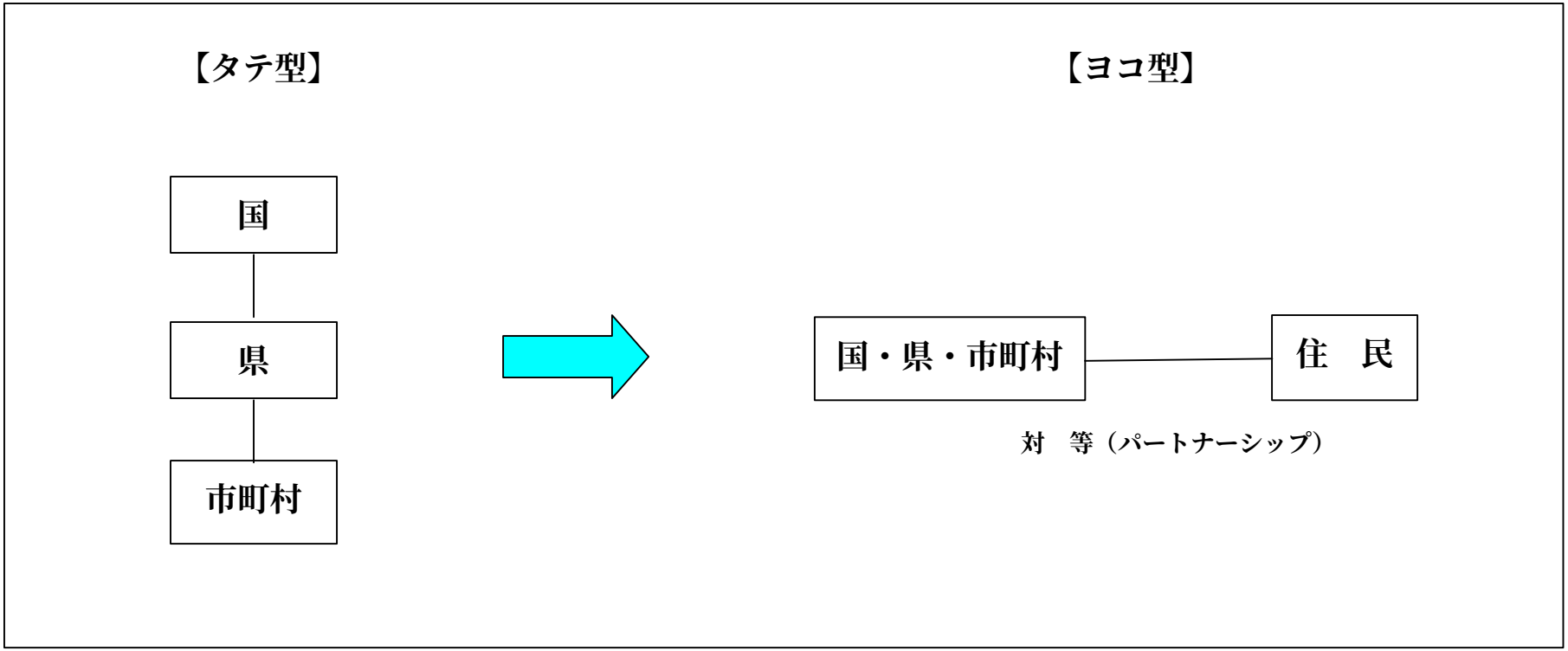

地方の財政状況

■　経済の低成長による市税減収

■　地方交付税の減額

■　国庫補助制度の見直し

【地域経営の視点に立った行財政改革の実施】
①事務事業、組織機構及び職員数の見直し
②住民サービスの見直し
③適正な受益者負担
④財政のスリム化　など

【住民自治推進による効果】
●財政支出の軽減
●職員削減への対応
●業務負担の軽減
●責任所在の明確化
●新たな雇用の創出　　等

分権社会に対応したまちづくりの推進

■　地方分権の大きな動きを踏まえたまちづくりの推進が不可欠
■　地方自治体の権限が強化されると同時に、住民と行政の役割分担のもと、お互いが「自己決定」「自己責任」を持つことが必要
■　住民と行政の対等な協力関係のもと、協働によるまちづくりが必要

支えあう地域社会の実現と役割分担

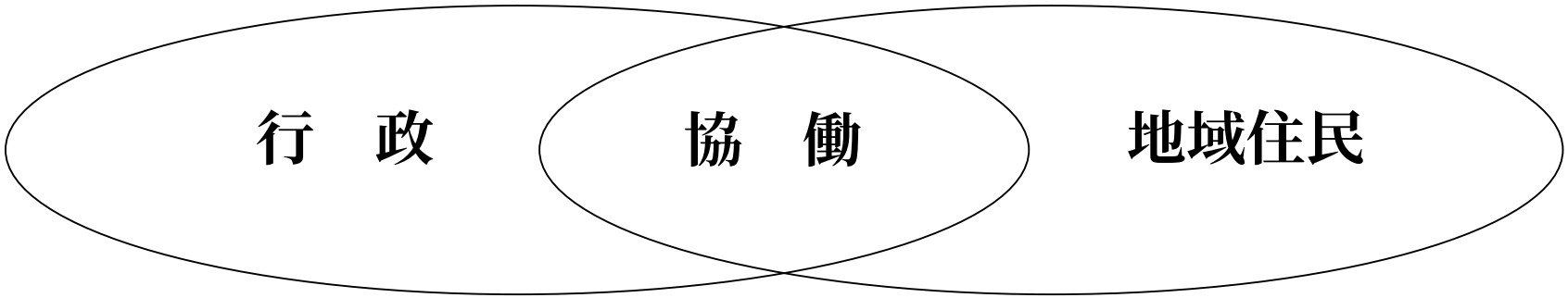

■効果・効率的な行政運営

■住民と行政のまちづくりの分担
■地域まちづくりの協働

■相互扶助によるまちづくり
■住民による地区別計画の策定及び実行